

# 東京訪問看護ステーション協議会会則

(名称)

第1条 本会は、東京訪問看護ステーション協議会と称する。

(目的)

第2条 東京訪問看護ステーション協議会（以下「協議会」という。）は、訪問看護事業の経営、サービスの質の向上などに関し、研修事業、情報交換、連絡調整及び調査研究などを行うことにより訪問看護事業の健全な発展を図り、都民の保健福祉医療の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業に関する情報収集と情報交換
- (2) 訪問看護事業に関する知識の啓発と普及
- (3) 訪問看護ステーションの経営、看護サービスの質の向上に関する研修
- (4) 訪問看護事業に関する関連団体との連携および交流
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この協議会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 東京都内の訪問看護ステーション（事業所）とする。
- (2) 準会員 会長の認めた本会目的に賛同する個人・団体とする。

(顧問)

第5条 この協議会に次の顧問を置き、訪問看護・訪問看護ステーションに関する助言を受ける。

- (1) 公益社団法人東京都医師会会長
  - (2) 学識経験者
- 2 学識経験者の顧問は、会長が、理事会の承認を得て委嘱する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置き、協議会の運営にあたる。

- (1) 会長は、公益社団法人東京都看護協会会長の職にあるものとする。
- (2) 副会長は、2～3名（東京都医師会1名、東京都看護協会1名を含む）とする。
- (3) 理事は、15～18名（各ブロック代表12名、東京都医師会1名、会長が推薦する者2名、その他）とする。
- (4) 監事は、2名とする。

(役員職務)

第7条 役員は理事会を構成し、次の役割を担う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けた時は、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- (3) 理事は、総会の決定にもとづき会務を執行する。
- (4) 監事は、会務全般の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員選任・任務)

第8条 役員は、総会において、正会員の中から選任する。ただし、監事のうち1人は、会員外から選任することとする。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、同職への役員を3期を越えることはできない。補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の期間とする。
- 3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員の改選は同時に半数以上の、交代を避ける。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会費)

第9条 この協議会は、事業の運営費用にあてるために、次のとおり会費を定める。

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) 入会金                      | 5,000円      |
| (2) 正会員（1訪問看護ステーション当たり）      | 年会費 10,000円 |
| (3) 準会員（会長が認めた1個人若しくは1団体当たり） | 年会費 10,000円 |

(会計年度)

第10条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(総会)

第11条 総会は、年1回年度当初に開催するものとし、前年度事業報告・決算報告及び当年度事業計画・予算等について審議・議決する。

- 2 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席正会員の過半数をもって決定する。
- 3 やむをえない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会)

第12条 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について審議、議決する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総務会)

第13条 総務会は、総会及び理事会の決定にもとづき協議会の日常業務を執行する。また、その内容は、総会及び理事会に報告し承認を受けることとする。

- 2 総務会の構成及び運営については、別途、理事会の承認を得て会長が定める。

(専門委員会)

第14条 会長は、理事会の承認を得て専門委員会を設置することができる。

(ブロック会)

第15条 協議会は、都内をブロックに分け、ブロックの代表者によりブロック会を設置する。

- 2 各ブロックは、本会の目的にそってブロック毎に事業を行うことができる。
- 3 ブロックの地区割り及び運営等については、別途、定めるところによる。

(会則の変更)

第16条 この会則の変更については、理事会の議を経て、総会の議決を得なければならない。

(事務局)

第17条 この協議会の事務を処理するため、事務局を東京都新宿区筑土八幡町4-1-7 公益社団法人東京都看護協会会館内に置く。

2 事務局は、会計、その他必要業務について役員・各委員長と連携を取り支障のないよう執り行う。

(雑則)

第 18 条 この協議会の事業を円滑に推進するために、会長は、理事会の議を経て細則を定めることができる。

第 19 条 各ブロックでの運営における主体的な活動については、この限りではないものとする。

附則

この会則は、平成 17 年 1 月 26 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 4 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 22 年 4 月 22 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。